

大腸菌群数に係る排水基準の見直しについて

1 概要

- 令和7年4月1日より、水質汚濁防止法に基づく排水基準のうち「大腸菌群数」が「大腸菌数」に改正される予定。
- 奈良県生活環境保全条例に基づく排水基準についても、同様の改正を行う予定。
- 大腸菌群数に係る排水基準の見直しは、表に示すとおり。

表 大腸菌群数に係る排水基準の見直し

	水質汚濁防止法 特定事業場 〔日平均排水量 50 m ³ 以上〕	奈良県生活環境保全条例 届出事業場 〔日平均排水量 50 m ³ 以上〕
改正前	大腸菌群数 3,000 個/cm ³ 以下	大腸菌群数 3,000 個/cm ³ 以下
改正後	大腸菌数 800 CFU/mL*以下	大腸菌数 800 CFU/mL*以下

※CFU: Colony forming unit (コロニー形成単位)

2 大腸菌群数と大腸菌数について

- 「大腸菌群数」は、ふん便汚染の指標であるが、非ふん便性の菌種も含まれている。
- 近年、簡便な大腸菌の培養技術が確立され、ふん便汚染のみを捉えることができる「大腸菌数」が測定可能となったため、今般、排水基準のうち「大腸菌群数」が「大腸菌数」に見直される。
- 大腸菌数の許容限度には、従前の大腸菌群数相当の値が設定される。
- 以上のことから、今回の見直しは、新たな項目を定めたり規制を強化したりするものではない。

【参考】

◆大腸菌群とふん便の関係

大腸菌数：ふん便のみに存在する菌種Aを対象に測定している。

大腸菌群数：菌種A以外にもふん便から検出されるが元来土壌や水中を生息場所としている菌種B及び土壌や水中を生息場所としている非ふん便性の菌種Cも検出される。

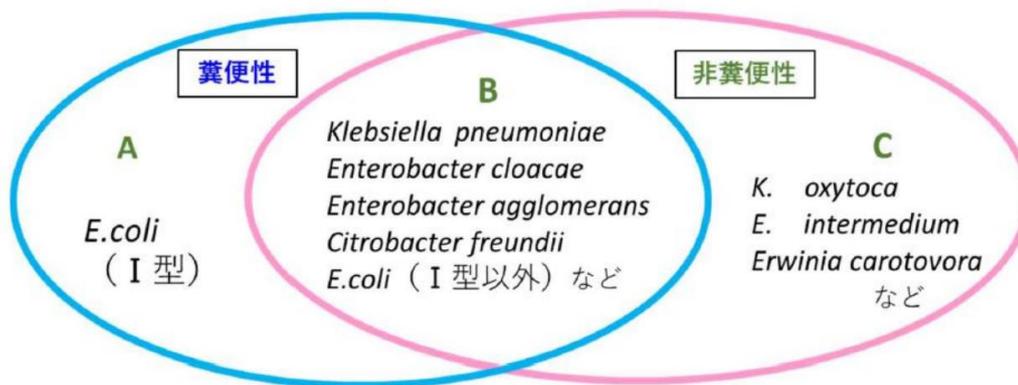


図 大腸菌群とふん便の関係

(引用) 令和5年度 大腸菌群数の排水基準の見直しに係る検討会 (令和5年8月28日) 資料4

3 大腸菌数に係る排水基準の適用事業場

- 水質汚濁防止法上の排水基準は、水質汚濁防止法施行令で定める特定事業場に対して適用される。
- 奈良県生活環境保全条例上の排水基準は、生活環境保全条例施行規則で定める届出事業場に対して適用される（特定事業場を除く）。
- 大腸菌数に係る排水基準は、特定事業場・届出事業場のいずれも日平均排水量が 50m³ 以上の場合に適用される。

【参考】

- ◆生活環境保全条例で定める届出事業場
別表第2 汚水等排出施設（第5条関係）

- 1 ひろく一般の用に供する施設（次項及び第3項に掲げるものを除く。）であって次に掲げるもの
 - (1) 廃ガス洗浄施設
 - (2) 湿式集じん施設
- 2 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院（患者50人以上を入院させるための施設を有するものに限る。）に設置される施設であって次に掲げるもの
 - (1) レントゲン自動現像装置
 - (2) 臨床検査室
 - (3) 自動洗びん施設
- 3 家畜飼養業の用に供する畜舎であって飼養規模が豚（生後5月未満のものを除く。）の飼養頭数が50頭以上又は牛若しくは馬の飼養頭数若しくはこれらの合計が20頭以上であるもの

備考 この表に掲げる施設は、次に掲げる施設を除く。

- (1) 水質汚濁防止法の特定事業場
- (2) 下水道に排水を排出する施設

- ◆大腸菌群数に係る排水基準が適用される県内の届出事業場数（令和6年3月時点）

対象特定施設	生活環境保全条例 届出事業場	日平均排水量 50 m ³ 以上の事業場
1 ひろく一般の用に供する施設	31	0
2 医療法に設置される施設	6	0
3 家畜飼養業の用に供する畜舎	91	0

4 排水基準の適用開始日

奈良県生活環境保全条例施行規則の施行日は、排水基準を定める省令の改正施行日と合わせて、令和7年4月1日とする。